

平成19年度酪農畜産政策に関する要望意見書

北海道の酪農・畜産は、専業経営を主体として展開し、乳業などの関連産業とともに、地域を支える基幹産業として重要な役割を果たしています。

しかしながら、飲用需要の低迷・乳製品過剰在庫などに伴う減産型計画生産の実施や乳価の下落、飼料価格などの生産費の上昇によって農業所得は減少するなど、酪農・畜産の経営環境は厳しさを増しています。

さらに、日豪EPA交渉入りが決定され、WTO農業交渉の予断を許さない状況にあるなど、国内酪農・畜産の存亡のかかった重要な年を迎えています。

このような中で、多様な担い手が将来に向けて希望と意欲を持てる酪農畜産政策を確立していくことが重要であります。とくに、自給飼料に立脚した酪農畜産の推進、国産需要の拡大、畜産環境問題への適切な対応、安全、良質な畜産物の生産など、持続可能な酪農・畜産に取り組むことが強く求められています。

つきましては、食料自給率の向上を図るため、国民の基礎的食料を支える酪農・畜産の持続的な発展と生産者の所得確保・経営安定に向けて、総合的な政策支援を推進されますよう、下記事項をそえて要望いたします。

記

- 1 日豪EPA交渉にあたっては、わが国酪農畜産物の需給及び生産事情等を十分に勘案し、牛肉・乳製品等の重要農畜産物の関税撤廃の例外扱いの確保を絶対条件とし、国内自給率の低下を招かないよう「交渉中断」を含めた毅然たる姿勢で責任ある対応を行うこと。
- 2 WTO交渉に当っては、国内の酪農・畜産が将来に渡って安定的に持続されるよう、国内市場への悪影響を及ぼさないような十分な数の重要品目の確保、上限関税の導入阻止、特別セーフガードの堅持など、適切な国境処置を確保すること。
- 3 国が掲げる酪農・畜産の自給率向上などの目標達成に向け、国内生産基盤の強化、担い手の経営所得安定、安心・安全な畜産物生産・流通、畜産環境保全などを総合的な酪農・畜産政策の推進と十分な予算を確保すること。
また、施策の推進に当たっては、地方公共団体の主体的な取り組みを支援する仕組み（酪肉近代化市町村計画に基づく区市町村による事業の企画立案と予算執行権など）とすること。
- 4 酪農の担い手が、将来にわたって経営と所得の安定確保が出来るよう、国際規律にも対応した直接支払政策による「経営所得安定対策」を早急に確立すること。
あわせて、必要な財源措置の確保を図ること。
- 5 牛乳・乳製品の需給安定を図るため、国産牛乳・乳製品の需要（消費）拡大などに向けた支援対策の予算確保を図ること。
- 6 酪農・畜産経営の安定を図るため、穀物の需給動向や価格高騰などを踏まえ、配合飼料等生産価格の引き下げなどコスト低減対策や、国産自給飼料の増産対策を強化すること。
- 7 酪農ヘルパー事業やコントラクターなどの経営サポート組織、哺乳ロボット等新シ

ステム導入など飼養管理の労働軽減と高度化等に対する支援対策を拡充すること。

- 8 担い手農家が経営革新（規模拡大等）を図る場合に対応した、家畜糞尿及び洗浄排水等の処理施設の拡充及び高度化、新設による支援措置を講ずること。

また、堆肥舎等整備に対する税制特別措置を継続するとともに、「既存の堆肥盤に新たに屋根をつけたもの」を特別措置の対象とすること。

- 9 肉用牛経営ならびに養豚経営の体質強化に向けて、肉用牛肥育経営安定事業及び地域肉豚生産安定基金造成事業の継続、地域肉用牛振興対策事業や養豚振興事業などの充実を図ること。

- 10 国内でのBSE感染経路・感染源の徹底究明と再発防止策の徹底を図ること。

また、BSE発生農家の経営再建のための支援措置や、と畜場でのBSE全頭検査（清浄国となるまでの間）にかかる支援対策を継続すること。

また、牛肉及びそのすべての加工食品の販売、外食、中食において、原産国、原料・原産地表示の義務化を行うこと。また、米国産牛肉の輸入検疫を引き続き行うこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

平成19年3月14日

大空町議会議長 後藤 幸太郎